

6 第5号 伝達基準（消防法第35条の5第2項第5号）

消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準を次のとおりとする。

第5号の基準（伝達基準）は、救急隊が搬送先として選定した医療機関に対して、傷病者の状況を伝達するための基準である。

伝達基準には、搬送先医療機関を選定する判断材料となった事項を優先してわかりやすい言葉で伝達することなどを定めることが考えられるが、どのような事項を伝達基準とするかについては、地域の実情に応じて定められることになっている。

なお、伝達基準には、傷病者の状況の伝達に関する全ての事項を網羅的に定めることは要しないものであり、実際の傷病者の状況の伝達においては、伝達基準に定められたもののほか、基本的に総合的に系統だった伝達が必要であることに留意することとされている。

そのため、本県における医療機関への傷病者情報は、原則として以下に定める事項に基づいて伝達することとする。この際第3号の観察基準で定める症状や選定の根拠となる症状等、また第4号の選定基準において搬送先医療機関を選定する判断材料となった事項を簡潔に伝達する必要がある。

なお、心筋梗塞（急性冠症候群）、t-PA適応の脳卒中、高エネルギー外傷など、本県の定める活動プロトコルが存在する状況、もしくは今後定められた状況においては、本伝達基準の定めるところにとらわれることなく、各プロトコルに従った活動をするものとする。

（消防機関が医療機関に伝達する事項）

年齢・性別
主訴
観察基準に基づく観察結果
原因・受傷機転
病院到着までの時間
既往症
応急処置の内容
バイタルの変化
アレルギー
服薬の状況
最終食事摂取時間
かかりつけ医